

北海道告示第 11165 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 5 年 12 月 18 日までに北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 5 年 8 月 17 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティ紋別ショッピングセンター
紋別市落石町 2 丁目 4 - 5 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北雄ラッキー株式会社 代表取締役 桐生 宇優

札幌市手稲区星置 1 条 2 丁目 1 番 1 号

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

設置者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
北雄ラッキー株式会社	代表取締役 桐生 宇優	札幌市手稲区星置 1 条 2 丁目 1 番 1 号
中道リース株式会社	代表取締役 関 寛	札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地
三菱HCキャピタル株式会社	代表取締役 柳井 隆博	東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号
株式会社ヤマダホールディングス	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

(変更後)

設置者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
北雄ラッキー株式会社	代表取締役 桐生 宇優	札幌市手稲区星置 1 条 2 丁目 1 番 1 号	
中道リース株式会社	代表取締役 関 寛	札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地	

三菱HCキャピタル株式会社	代表取締役 久井 大樹	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	(ア)
株式会社ヤマダホールディングス	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町1番1号	

(4) 変更の年月日

令和5年4月1日

(5) 変更する理由

代表者変更のため

2 届出年月日

令和5年7月14日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和5年8月17日(木)から令和5年12月18日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで